

## NHK放送受信事業の見直しに関する意見書

本来、公共放送たるNHKの放送受信料は、その受信者が支払うのが当然です。しかしながら、芦屋町を含む航空自衛隊芦屋基地周辺においては、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害等があることから、これまで国のNHK放送受信事業により、その半額程度が助成されてきました。

このような中、平成29年12月下旬、防衛施設周辺放送受信事業の見直しに関する周知文書が国のホームページ等で公表されました。

その内容は、

1. 住宅防音工事が完了した世帯は、平成30年8月31日をもってNHK放送受信料の助成を終了
2. 一部住宅防音工事を実施した世帯は、平成30年9月1日からNHK放送受信料の助成を半額程度（4分の1）にし、平成36年3月31日をもって終了
3. 事業所及び対象区域内への新規転入者は、平成30年3月31日をもってNHK放送受信料の助成を終了

というものです。

これらの見直しは、会計検査院からの意見を踏まえたものですが、芦屋町の対象区域においては、これまで防音工事が行われてきているものの、完全に騒音を遮断するには至っておりません。特に、飛行機の離着陸時の騒音によりテレビを聴取しづらい状況は、今日でも続いています。

このような現状において、唐突に期限を切った助成見直しは、長年航空機騒音に悩まされてきた町民感情への配慮を欠くものと言わざるを得ません。

以上のことから、芦屋町議会としましては、NHK放送受信事業の見直しについて、白紙撤回を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見を提出します。

平成30年6月 日

内閣総理大臣 殿  
財務大臣 殿  
総務大臣 殿  
防衛大臣 殿

福岡県芦屋町議会